

緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金「事前確認」について

五日市商工会

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の方向けに「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金」が給付されます。

申請のためには、事前に商工会・商工会議所等の「登録確認機関」で「事前確認」を受ける必要があります。なお、一時支援金を既に受給された方については「事前確認」は不要です。

【申請の流れ】

STEP 1 申請IDの発番

月次支援金HPより「申請ID」を取得してください。

STEP 2 事前確認

本申請の前に商工会・商工会議所等の「登録確認機関」で事前確認を行います。お手元に「申請ID」、「登録した電話番号」、所定の「宣誓・同意書」をご用意頂き、下記までご連絡ください。法人会員の場合は法人番号及び法人名、一般会員の場合は氏名、生年月日を確認し、その他当制度の趣旨への理解等について確認させていただきます。

連絡先：五日市商工会 経営支援課
Tel: (082) 923-4138

STEP 3 申請

登録確認機関で確認を受けた後、マイページより申請を行ってください。

- ※1 「事前確認」は不正受給への対応として、あくまで営業実態と制度理解の確認を行うものであり、給付対象であるかどうかの判断は行いません。月次支援金HPで制度内容や申請要件をご理解ください。
- ※2 五日市商工会の会員ではない方で、「団体の会員・組合員の方は当該団体」に、「金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関」に、「顧問の士業がいる方は当該士業」に、「事前確認を依頼してください。
- ※3 佐伯区内で事業を営み、かつ上記※2に該当しない方は、月次支援金相談窓口（0120-211-240）若しくは当会までご相談ください。なお、事前の相談無く来会された場合、当日対応は致しかねますのでご注意ください。